

統合による新設中学校の位置及び通学時間等について

1 通学距離に関する法令基準等

(1)通学距離

中学校の通学距離はおおむね6キロ以内

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(第4条第2項)

(2)通学時間

おおむね1時間以内を一応の目安

※ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文部科学省)

2 新設中学校の位置及び通学区域の区としての考え方

(1)新設中学校の位置

新設中学校の位置は、統合する学校間の規模の大小ではなく、統合後の通学区域における合理的位置や校地・校舎等の条件を勘案して決定します。

(2)新設中学校の通学区域

新設中学校の通学区域は、原則として統合する各校の通学区域を合わせたものとしませんが、学校・保護者・地域の方々の意向を十分に考慮し、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行うものとしします。

※ 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(7ページ)から抜粋

3 新設中学校の通学時間(試算)

(1)通学時間の試算方法

各校地から徒歩で行ける範囲を算出し、おおよその通学時間を5分刻みで地図上に示した。最長地点についても掲載した。

(2)人口割合(カバー率)の試算方法

令和4年4月現在の町丁別の人数をもとに、各校の通学区域を合わせた区域の人口のうち、一定の通学時間の範囲にいる小中学生の人口及び全年齢人口の割合を示した。

町丁の範囲を通学時間の境が分断する場合は、おおよその面積按分を行った。

(3)試算の概要

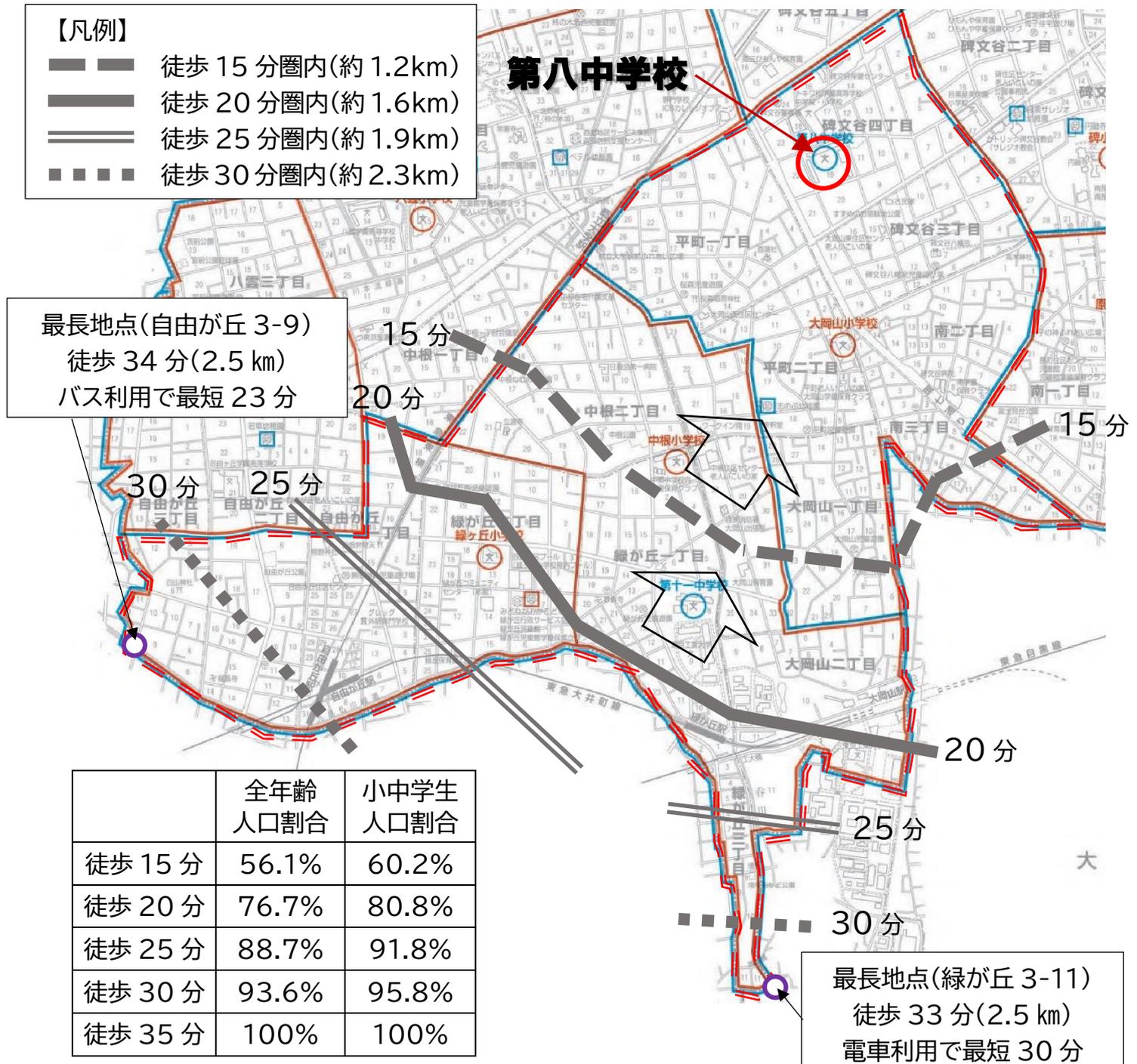
対象区域の小中学生人口(2,417人)及び全年齢人口(38,737人)の通学時間との割合は以下のとおりである。

※ かつこ内は全年齢人口の割合

	第八中校地	第十一中校地	参考	
			目黒中央中	大鳥中
徒歩 15 分圏内	60.2% (56.1%)	78.7% (79.3%)	72.6% (70.8%)	87.3% (84.3%)
徒歩 20 分圏内	80.8% (76.7%)	97.5% (97.5%)	87.6% (88.1%)	92.7% (91.1%)
徒歩 25 分圏内	91.8% (88.7%)	100%	97.0% (97.4%)	98.9% (98.8%)
徒歩 30 分圏内	95.8% (93.6%)	100%	100%	100%
徒歩 35 分圏内	100%	100%	100%	100%

<第八中学校を校地とした場合の通学時間(目安)>

徒歩 20 分を超える地域(一部含む)は大岡山二丁目、緑が丘一～三丁目、自由が丘一～三丁目、徒歩 30 分を超える地域(一部含む)は自由が丘二・三丁目、緑が丘三丁目である。



交通機関の利用については、以下が選択肢となる。

【自由が丘】

東急バス 産能大前～碑文谷警察署(バス停から徒歩 3 分、朝 10 分・日中 12 分毎)

東急東横線 自由が丘駅 → 都立大学駅(駅から徒歩 12 分)

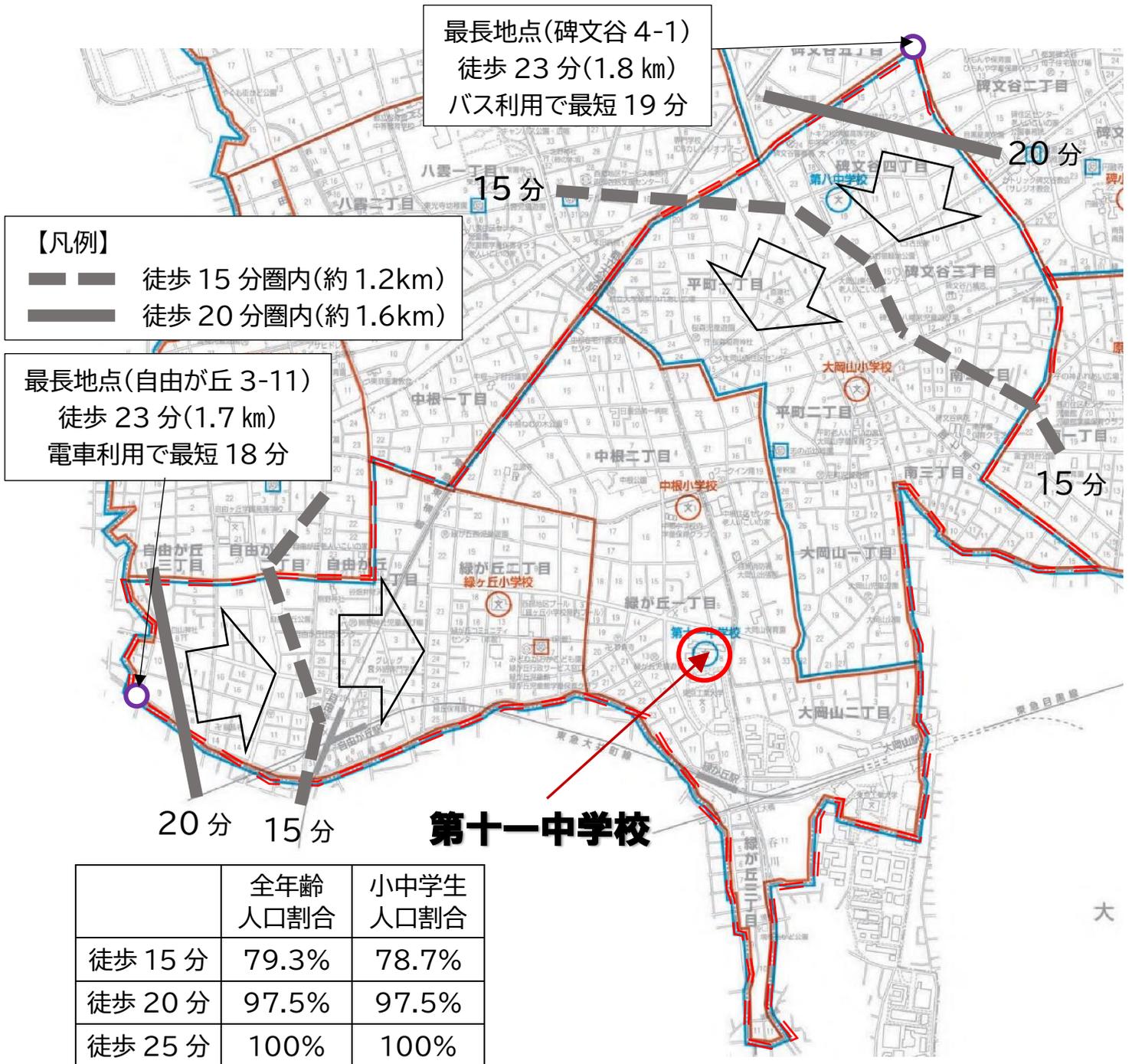
【緑が丘三丁目南部】 ※公共交通利用でも時間短縮できない。

東急大井町線・東横線 緑が丘駅 → 都立大学駅(駅から徒歩 12 分)

※ 東急大井町線・目黒線・池上線と東急バスで平町バス停まで利用するルートもある。

<第十一中学校を校地とした場合の通学時間(目安)>

徒歩 20 分を超える地域(一部含む)は、自由が丘三丁目、碑文谷四丁目である。



交通機関の利用については、以下が選択肢となる。

【自由が丘】

東急大井町線 自由が丘駅～緑が丘駅(駅から徒歩 5 分程度)

【碑文谷四丁目】 ※公共交通利用でもあまり時間短縮できない。

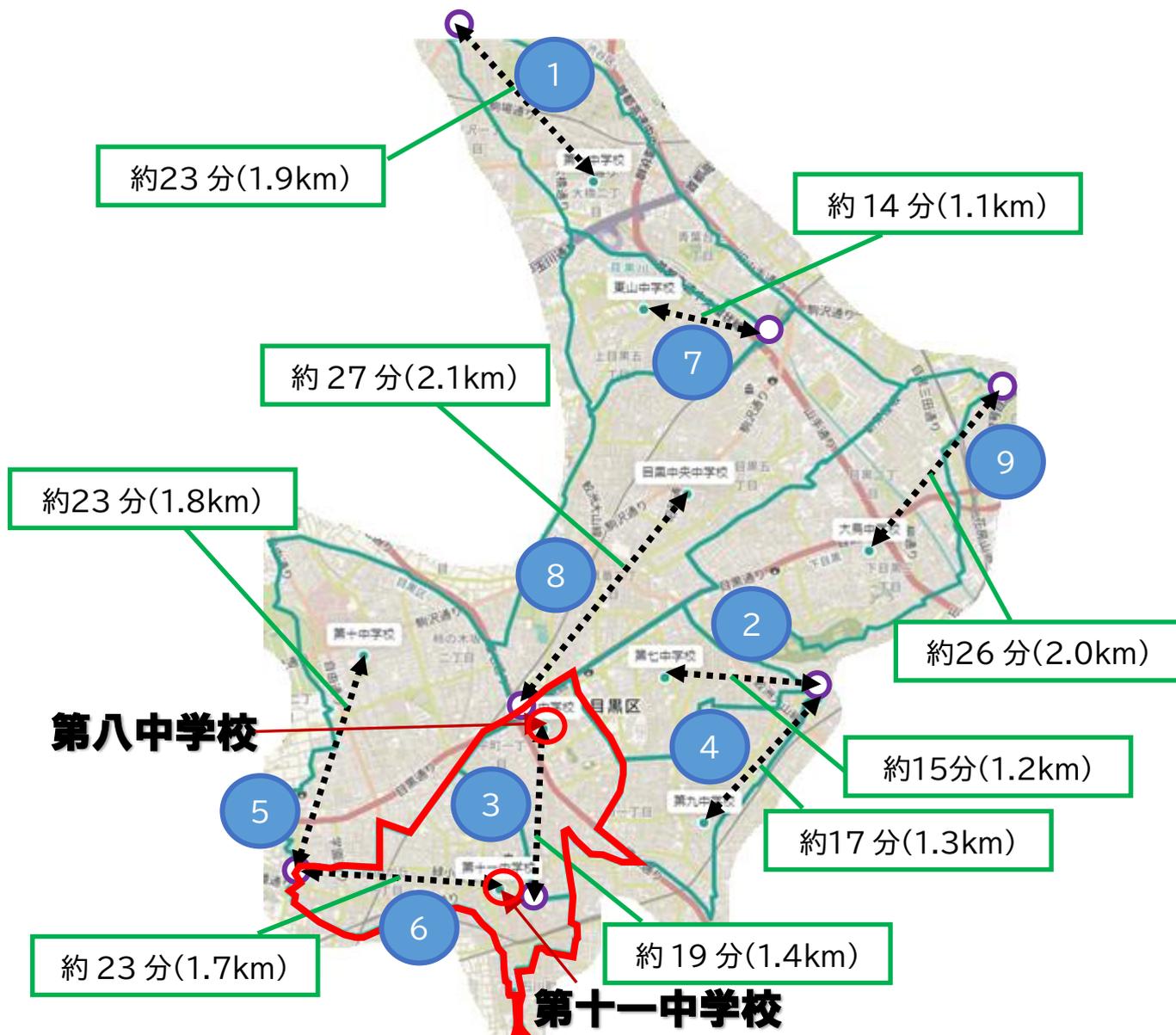
東急バス 碑文谷五丁目交番～都立大学駅北口

(バス停から徒歩 15分程度、朝 4 分・日中 10 分毎)

<目黒区通学区域図(区全域)>

中学校通学区域ごとの最長距離を点線で示している。(点線は直線だが、距離は道路距離である)。

すべての通学区域において、通学時間に30分を超える区域は設定されていない。



<通学区域・通学時間一覧>

①	第一中学校	約 23 分(1.9km)	⑥	第十一中学校	約 23 分(1.7km)
②	第七中学校	約 15 分(1.2km)	⑦	東山中学校	約 14 分(1.1km)
③	第八中学校	約 19 分(1.4km)	⑧	目黒中央中学校	約 27 分(2.1km)
④	第九中学校	約 17 分(1.3km)	⑨	大鳥中学校	約 26 分(2.0km)
⑤	第十中学校	約 23 分(1.8km)			

4 これまでの統合における通学負担の緩和措置

(1)目黒中央中学校開校(第二・第五・第六中学校統合)時の対応

旧第六中学校の校地(目黒区中央町二丁目 32 番 5 号、現スマイルプラザ中央町)に目黒中央中学校を設置した期間において、以下のとおり交通費の補助を行った。

- ・ 交通費補助対象者
住居から目黒中央中学校までの通学を合理的な経路を使用した場合でも、通学距離が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える時間を要する生徒等。
※ 通学区域外からの通学、転居により該当することになった場合は対象外。
- ・ 交通費の補助
合理的及び経済的な方法となる公共交通機関を使用する場合に補助する。
補助額は、公共交通機関の定期代相当額とする。

(2)大鳥中学校開校(第三・第四中学校統合)時の対応

- ・ 交通費の補助
目黒中央中学校開校時の交通費補助基準の対象となるケースが発生しなかったことから、補助は行っていない。
- ・ その他の対応

個人ロッカーの整備、部活動の際の一時帰宅を不要とするなどの通学負担の緩和策を講じた。

(3)今回の統合に関する対応

統合による通学区域の広がりを考慮し、個人ロッカーの設置等について検討していく必要がある。

なお、第八中学校・第十一中学校との統合においては、以下のとおり通学距離が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える時間を要する生徒が発生することが見込まれるため、対象者に対して交通費の補助等の通学負担の緩和策を講じる必要がある。

ア 発生条件

第八中学校を暫定校舎、新校舎とした場合

イ 該当地区

自由が丘二丁目・三丁目及び緑が丘三丁目の一部

ウ 緩和策

- ・ 自由が丘二丁目・三丁目

公共交通機関の利用(東急バスまたは東急東横線)により通学時間の短縮が見込まれるため、交通費の補助による対応が考えられる。

- ・ 緑が丘三丁目

公共交通機関の利用によっても通学時間の短縮が見込まれないため、交通費の補助だけでは通学負担の緩和が困難である。

このことから、通学の安全に配慮しつつ、代替策を講じる。

5 中学校知的障害特別支援学級の状況について

(1)対象生徒

知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のものである。

(「目黒区教育委員会就学相談のしおり」令和3年5月発行より)

(2) 設置、在籍状況(令和4年4月7日現在)

(人)

学級名	学区	1年	2年	3年
大鳥中学校 6組	駒場、青葉台、東山、大橋、三田、目黒、上目黒、中目黒、 下目黒、祐天寺、中町1丁目・2丁目1～44番、 五本木1丁目、目黒本町1丁目	7	5	6
第八中学校 E組	中町2丁目45～50番、五本木2・3丁目、中央町、 目黒本町2～6丁目、原町、洗足、南、碑文谷、鷹番、平町、 大岡山、緑が丘、自由が丘、中根、柿の木坂、八雲、東が丘	4	5	4

※ 通学区域図



以 上